ETC利用における異常発生時の

案内と対処

異常が発生した場合、エラーコードを案内します。

			ランプ				
エラーコード	発生場所	表示内容*1	エラー (橙)	ETC (青)	原因	対処方法	
01	料金所 (路側アンテナとの 通信時)	ETCエラーコード01 ETCカードの挿入不良です カードの差し込み状況を確認 してください	点滅	消灯	●ETCカードが挿入されてい ない ●ETCカードの挿入不良	●料金所の係員の指示に従ってください。	
	ETCカード挿入時	ETCエラーコード02	点滅	消灯	●ETCカードのデータが読み 出せない	●ETCカードを挿入してください。 ●コンタクト面 ^{*2} が汚れている場合はきれいに 拭いてください。	
02	料金所 (路側アンテナとの 通信時)	ETCカードのデータが読み出せ ませんでした			●ETCカードのデータが読み 出せない ●ETCカードにデータが書き 込めない	●料金所の係員の指示に従ってください。	
03	ETCカード挿入時	ETCエラーコード03 挿入されたカードがETCカード であるか確認できませんでした カードを確認して再度挿入して ください	消灯 ↓ 点滅	点滅 ↓ 消灯		 ●ETCカードを挿入してください。 ●正しい向きで挿入されているか確認してください。 ●コンタクト面*²が汚れている場合はきれいに拭いてください。 	
04	電源投入時	ETCエラーコード04 ETC車載器が故障しています。	点滅	消灯	●本機の故障	●再度エンジンをかけても異常が発生する場合は、お買い上げの販売店にご相談ください。	
05	ETCカード挿入時	ETCエラーコード05 挿入されたカードがETCカード であるか確認できませんでした カードを確認して再度挿入して ください	点滅	点滅 ↓ 消灯	●ETCカード認証エラー	●ETCカードを再度挿入してください。	
					●ETCカード以外を挿入した	●ETCカードを挿入してください。	
06	料金所 (路側アンテナとの 通信時)	ETCエラーコード06 料金所とのデータ処理にエラー が発生しました 料金所の係員の指示に従ってく ださい	点滅	消灯	● 本機と料金所間のデータ処理 エラー	●料金所の係員の指示に従ってください。	
07	料金所 (路側アンテナとの 通信時)	ETCエラーコード07 料金所とのデータ処理にエラーが発生しました 料金所の係員の指示に従ってく ださい	点滅	消灯	●本機と料金所間のデータ処理 エラー	●料金所の係員の指示に従ってください。	

[●]車載器の通信機能を利用した駐車場管理システム等が運用されているところがあります。

そのような有料道路の料金支払いと異なる通信を行った場合、エラーコードを案内することがありますが、本機の故障ではありません。

^{※ 1} 接続しているナビゲーションのモニター画面に表示される内容です。機種により、表示される文面が変わることがあります。

^{※2} コンタクト面(→P.13)

故障かな!?

故障と思われる前に

下表に従って確認してください。

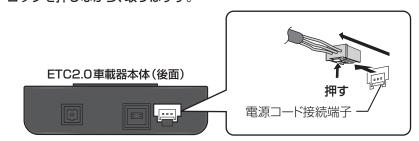
正常に動作しない場合は、お買い上げの販売店、取付店にご相談ください。

症状	原因と処置
本機が動作しない。 電源ランプ(青)が点灯しない。	電源コードの接続が不完全。 ●接続をご確認ください。 電源コードのヒューズが切れている。 ●取付店にご相談ください。
ETCランプ(青)が点灯しない。	ETCカードが挿入されていない。 ●ETCカードが正しく挿入されているかご確認ください。 ●正常なETCカードが挿入されているかご確認ください。 ●ETCカードのコンタクト面が汚れていないかご確認ください。
路側表示器に料金が表示され、 通行できたにもかかわらず、 本機から料金案内されない。	料金の徴収は正常に行われたが、何らかの原因で ETCカードに料金(利用履歴)を書き込めなかった。 ●料金は徴収されていますので、クレジット会社から の明細にてご確認ください。

故障や異常が起こったら

安全な場所に停車し、車のエンジンを切ってください。 安全を確認してから電源コードの接続をはずし、お買い上げの販売店、またはお近くの「サービスご相談窓口」(→P.33)に修理をご依頼ください。 お客様による修理は、絶対におやめください。

■ 電源コードのはずしかた ロックを押しながら、取りはずす。



|ETCカードが取り出せないときは

カード挿入口のツメをペン先などで矢印の方向へ押す。

●ツメを矢印の方向に押した状態でETCカードの中央付近をつまんで引っ張り出してください。

取り出したあとは使用を中止し、お買い上げの販売店、取付店にご相談ください。



よくあるご質問(Q&A)

- ETC2.0のサービスはどこで利用できますか?
- 全国の高速道路本線上を中心にITSスポットが設置されているエリアで利用できます。利用エリアは順次拡大予定です。下記ホームページでご確認ください。

http://www.go-etc.jp/etc2/index.html 一般財団法人ITSサービス高度化機構

- ETCカードは、レンタカーや他人の車でも使えますか?
- A ETCカードは、どの車の車載器にも使用可能です。利用料金は、ETC カードクレジット契約口座から引き落とされます。
- セキュリティについてはどのようになっていますか?
- A ETCカードは、ICカードを使っており、磁気カードに比べ、より高い 安全性を確保しています。また車載器も高度な暗号化を行い、十分な セキュリティを確保しています。
- 料金所を通行するときは、何に注意すれば良いのでしょうか?
- A 通信エラーなどにより料金所で開閉バーが開かないこと、または前車が急停車することがあります。
 いつでも停車できる速度(時速20 km以下)で走行してください。
- 料金所でエラーが発生した場合、どうすれば良いのでしょうか?
- ▲ 入口料金所の場合、通行券が発行されます。出口料金所で「ETC/一般」または「一般」の表示がある車線をご利用になり、通行券とETCカードを料金所の係員にお渡しください。*
 - ●通行料金を支払う料金所の場合、料金所の係員の指示に従ってください。*
 - ●何らかの理由で開閉バーが開かないことがあります。 いつでも停車できる速度(時速20 km以下)で走行してください。
 - 危険ですのですをバックさせないでください。料金所の係員の指示 に従ってください。

- 「ETC専用」または「ETC/一般」の表示がない料金所では、どうすれば良いのでしょうか?
- A 入口料金所に表示がない場合、通行券を受け取り、出口料金所で「ETC/一般」または「一般」の表示がある車線をご利用になり、通行券とETCカードを料金所の係員にお渡しください。*

出口料金所に表示がない場合(入口料金所でETCをご利用になった場合)は、料金所の係員にETCカードをお渡しください。*

- 使った覚えのないETCおよびクレジットカードの請求書が来たときは、 どうすれば良いのでしょうか?
- A 心当たりのない明細内容に対しては、クレジットカード会社に利用実績などをお問い合わせください。
- 領収書はもらえますか?
- A ETC 利用時はもらえません。 基本的に後納方式なので領収書はその場では発行されません。 明細は後日、クレジットカード会社より送付されます。 利用証明書はインターネットによる、利用照会サービスにより、入手 することができます。
- 音声案内や利用履歴の内容と、クレジットカード会社から発行された 明細の金額が異なるのですが?
- 割引の内容によっては、ETCカードに支払金額を書き込んだあと、決済時などに料金が割り引かれる場合があります。
- ※ 係員が不在の料金所では設置されているインターホンまたは呼び出しブザーで係員に連絡してください。

願

お手入れ/ETCカードの取り扱い

₿お手入れ

- ●車のエンジンを切ってから、乾いた柔らかい布で拭いてください。
- ●ベンジン、シンナー類を使うとケースや塗装が変質しますので、使用しないでください。
- ●化学ぞうきんをご使用になる場合は、使用上の注意をよく読み、必ずお守りください。

|ETCカードの取り扱い

ETCカードは、精密な電子部品(ICチップ)を搭載しています。 取り扱いによっては、使用できなくなることがあります。

●曲げたり強い力を加えない。

ICチップが割れたり、配線が切れたりして使用できなくなります。 ズボンのポケットなどの曲がりやすい所で携帯しない。 小銭などの固いものと一緒に携帯しない。 分解・改造はしない。 車載器に無理に押し込んだり、引っ張ったりしない。

●静電気は禁物です。

静電気によってICチップの回路が破壊されて使用できなくなります。 カードのICチップ面に手や物を触れない。 テレビなど帯電しやすい物の上に置かない。

熱は禁物です。

高温によってカードが変形し、使用できなくなります。 車の中に保管しない。(特にダッシュボード上、および車載器への放置) ストーブなどの近くに保管しない。

ぬらしたり、汚したりしない。

飲食物などでぬれたり汚れた場合は、柔らかい布で拭き取ってください。

ETCカードの紛失、破損および変形した場合は、ただちにその旨をETCカードの発行元に連絡してください。

道路事業者からのお願い

【はじめに】

必ず、ETC システム利用規程等をお読みください。

- ETC システム利用規程、同実施細則(以下「利用規程等」という。)、 ETC カードの利用約款などに、ご利用上の注意事項が記載されています。 また、特に、エラーや事故の発生の原因になる等の重要な事項について、 以下に記載しました。ETC のご利用前に、必ずお読みください。
- ※利用規程等は、道路事業者の「供用約款」と併せて「約款」となりますので、遵守事項については必ずお守りください。利用規定等に従わないで被ったいかなる損害について、道路事業者は一切の責任を負いません。

【乗車前のご注意】

専門の取付店で車載器を取り付けてください

- ●車両への車載器の取り付けは、専門の取付店等で確実に行ってください。 車載器のアンテナユニット(一体型の場合は車載器本体)は、車両の中心付 近に車載器メーカーの推奨する方法で取り付けてください。取り付け位置な どが不適切な場合、正常に通信できず開閉バーが開かないことがあります。
- 車載器メーカーが販売する車載器を分解・改造することは、禁止されています。分解・改造された車載器で ETC を利用なさらないようお願いします。
- ※車載器の取り付けは車載器メーカーの示す方法で行ってください。メーカーが 示す方法以外(シガーソケット等による簡易取付など)では、利用できません。
- ※分解・改造された車載器は、利用規程等に違反するため、セットアップ することはできません。
- ※四輪車用ETC車載器を二輪車に取り付けた場合も、利用規程等に違反するため、セットアップすることはできません。

ETC カードを車載器に確実に挿入し、エラー等がないかの確認を!!

- ご乗車時に、ETC カードを車載器に確実に挿入し、エラー等がないかを確認してご利用ください。ETC カードが確実に挿入されていても、車載器が正しく作動していない場合、開閉バーが開きません。車載器へのETC カードの挿し忘れ、挿し込み不良により、開閉バーが開かないケースが増えています。
- ※ ETC カードの挿し込み方向(前後・表裏)にご注意ください。
- ※ ETCカードを車載器に挿入し、ETCが利用可能である旨の音声案内等を確認してください。またそのときには音声ボリュームにも注意してください。
- ※ 料金所の手前等に、ETC カードが正常に挿入されていないことを車載器にお知らせするアンテナが設置されている箇所があります。ETC カードが正常に挿入されていないことのお知らせがあった場合には、ETC 無線走行はできませんので、一般レーン又は「ETC/一般」と表示しているレーン(以下、「混在レーン」という。)をご利用ください。
- 車載器が ETC カードを認証するまでには、数秒かかりますので、料金所 直前での ETC カードの挿入は、エラーの原因となることがあります。
- 車載器のアンテナ周辺に物を置いたり、物で遮ったり、安易な取り付け 個所の変更などをしないでください。
- ※ 正常に通信できないとエラーが発生し、開閉バーが開きません。

【ETC カードの有効期限のご注意】

- 有効期限切れのETCカードは、使用できません。また、開閉バーが開きません。 お手持ちのETCカードに記載された有効期限をあらかじめご確認ください。
- ※ 車載器によっては、有効期限切れのETCカードを挿し込まれても、エラー表示はされません。
- ※ ETC カード更新の際には特にご注意ください。

【ETC カードの保管上のご注意】

- ETC カードを車載器に挿入したまま車内に放置すると、カードが高温で変形し、車載器が正常に動作しなくなることがあります。また、ETC カードに強い力を加えることもカード変形の原因となりますので取扱いにはご注意ください。
- 盗難防止の観点から、車両から離れる際はETCカードを車載器から抜いて、 携行していただくことをお勧めします。 走行を再開される際には同一の ETC カードを車載器に確実に挿入してく ださい。入口料金所を通過の際に挿入されていた ETC カードと異なる ETC カードを挿入した場合、出口料金所では開閉バーが開きません。

【走行中のご注意】

十分な車間距離を取り、20 km/h 以下に減速、徐行してください!!

- ETCレーンに設置されている開閉バーは、車載器とアンテナとの間の通信等が正常に行なわれなかった場合には、開かないことがありますので、 ご注意ください。また、前車に接近して通行しようとしたときに、エラーが発生すると、前車通過後、開閉バーが閉まりますので、ご注意ください。
- 料金所では、案内板などにより、ETC が利用可能なレーンであることを確認して進入してください。
- ETC レーンを通行される際は、前車と十分な車間距離をとった上で、 開閉バーの手前で安全に停止できるよう十分に減速し、開閉バーが開いた ことを確認して、ご通行ください。
- ETC レーンを通行する際は、20 km/h 以下に減速して進入し徐行して 通過していただくようお願いします。
- ※ 利用規程等によらないご利用方法により、道路設備に損傷を与えた場合には、復旧に要する費用をご負担していただく場合がありますので、 ご注意ください。
- もし、入口料金所の ETC レーンで通信エラー等により、通行券を受け取られた場合には、出口料金所での通行料金のお支払いは、係員のいるレーン (一般レーン又は混在レーン) で、一旦停車して、ETC カードと通行券を係員にお渡しください。
 - 料金精算機のあるレーンでは、「係員呼出ボタン」を押して係員を呼び出してください。
- ●通行料金の請求を受ける料金所で異常が発生した場合は、料金所での 案内、又は係員へお知らせ後、その案内に従ってください。
- 入口料金所を ETC で通行した場合で、出口料金所で ETC レーンが ご利用できないときあるいは設置されていないときは、一旦停車して ETC カードを係員にお渡しください。なお、料金所の無い出口の場合は、入口で使用したカードを抜かずにそのままご通行ください。

- 通行料金の請求を受ける料金所で、ETCレーンが閉鎖されている場合は、 係員のいるレーン(一般レーン又は混在レーン)でETCカードでの支払い が可能です。無理なレーン変更は危険ですので、おやめください。
- ※ ETC レーンの機器の点検等により、ETC レーンを閉鎖している場合がありますのでご注意ください。
- 有料道路への進入から退出までは、同一のETCカードを継続してご使用ください。料金所以外にもETCアンテナが設置されている箇所があり、ETCカードには走行中、通行料金の計算に必要な情報が記録されます。途中でカードを入れ替えると正しく通行料金が計算されない場合があります。
- 走行中は、ETCカードを車載器から抜き挿ししないでください。正常に通信できなかったり、ETCカードの破損やエラーを引き起こす場合があります。
- 入口料金所でETCが正常に通信できなかった場合(入口料金所通過直後の車載器のエラー音あるいは音声案内にご注意ください)は、出口料金所では、係員のいるレーン(一般レーン又は混在レーン)で一旦停車し、係員にお申し出ください。料金精算機のあるレーンでは、「係員呼出ボタン」を押して係員を呼び出してください。なお、料金所の無い出口の場合は、ご走行後、当該道路を管理する道路事業者にお申し出ください。

【スマートICをご利用の場合は、次の事項にご注意ください】

- スマート I Cは、E T C専用インターチェンジです。所定の方法で車両に 取り付け・セットアップされたE T C車載器に、有効なE T C カードを確実 に挿入し、E T Cシステムをご利用可能な場合に通行することができます。
- 運営時間、出入方向及び対象車種等に制約がありますのでご注意ください。
- スマートICでは、車両が停止した状態で通信のやりとりが行われ、開閉 バーが開くシステムとなっておりますので、必ず開閉バーの手前で一旦 停止してください。なお、一旦停止してもバーが開かない場合には、 レーンに設置されたインターホン等で係員に連絡し、案内に従ってください。
- 通行止めなどを実施した場合や道路を管理するうえで必要な場合、 やむを得ず、予告なく出入口を閉鎖することがあります。この場合、 最寄りの I Cをご利用ください。

【もしも、開閉バーが開かなかった場合のご注意】

ETC レーンでは、絶対に車をバックさせないで!!

- ETC レーンで、開閉バーが開かないなどの理由で停止された場合には、 危険ですので絶対に車をバックさせないでください。料金所での案内、 又は係員へお知らせ後、その案内に従ってください。
- ※ バックすると後続車に追突される危険がありますし、バックして他のレーンに入りなおすことは、エラー発生の原因となります。また後続車のエラーを誘発することとなり危険です。

ETC カードを挿入せずに(または通信できなかった状態で)ETC レーンを通過してしまったときは、速やかに道路事業者にご連絡を!!

● うっかり ETC カードを車載器に挿入し忘れて ETC レーンを通過された場合などは、速やかに、当該道路を管理する道路事業者(高速道路会社など)にご通行の状況を連絡してください。

【車載器の再セットアップ】

車両ナンバー変更時(車載器付きの中古車購入等)、車載器の移し替え時は 再セットアップを!!

- 車載器付きの中古車を購入又は譲渡を受ける場合および住所変更等により 車両のナンバープレートが変更になる場合や車載器を他の車両に移す場合、 けん引ができる構造に変更する場合などは、再度のセットアップ(車載器へ の車両情報の登録)が必要となります。再度のセットアップは、車載器を お買い求めになった販売店又は最寄りのセットアップ店にご相談ください。
- ※「普通車→普通車」「軽自動車→軽自動車」等の同じ料金設定車種の車両に移す場合においても再セットアップが必要です。

正しくセットアップおよび再セットアップを行っていない場合

- ●正しい ETC のご利用とならず、開閉バーが開かない可能性があります。
- ●正しい通行料金が請求されない場合があります。
- ●ETC 利用照会サービスなど、一部の ETC サービスがご利用いただけません。
- ●各種 ETC 割引が適用されない場合があります。(時間帯割引等)

【車載器管理番号に関するお願い】

車載器管理番号は、ETC の各種割引サービスのための必要な番号です。

車載器管理番号は、お持ちの車載器又は車載器のパッケージに記載されている19桁の固有の番号で、ETCの各種割引サービスを受ける場合、あるいは今後の新たなサービスを受けるにあたって必要な番号です。『ETC車載器セットアップ申込書・証明書(お客様保存用)』を大切に保管していただくとともに、車載器管理番号を別に記録し、保管するようにしてください。

【障害者割引制度における ETC 利用について】

- ETC 無線走行で障害者割引の適用を受けるには、事前に福祉事務所等での手続きと、併せて有料道路事業者が設置する窓口への登録が必要になります。両方の手続きがなされていない場合、ETC 無線走行での障害者割引適用がされません。
- 事前に登録された ETC カードを、登録された車載器に挿入し、ETC レーンを無線通行した場合のみ割り引きが適用されます。
- ※ 既に ETC 無線走行以外の支払での障害者割引適用の手続きをしている場合でも、改めて同様の手続きと登録をする必要があります。
- ※ 通行料金の請求を受ける料金所でETCレーンが閉鎖されている場合は、係員のいるレーン(一般レーン又は混在レーン)で、一旦停車して係員にETCカードを渡し、身体障害者手帳又は療育手帳を呈示して確認を受けてください。料金精算機のあるレーンでは、「障がい者用呼出レバー」を下げて係員を呼び出してください。
- ※ ETC無線走行で障害者割引の適用を受けようとする場合でも、必ず身体 障害者手帳又は療育手帳を携行してください。
- ※ 障害者割引には有効期限があります。ご利用の前に有効期限を確認して ください。なお、有効期限の更新手続きは福祉事務所等で行ってください。
- ※ 登録済の ETC カード、ETC 車載器、車両を変更される場合は、ETC のご利用前に福祉事務所等で変更手続きを行ってください。

【プローブ情報の利用及び取り扱いについて】

国土交通省、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、名古屋高速道路公社、福岡北九州高速道路公社及び広島高速道路公社(以下、「道路管理者」と言います。)は、ETC2.0車載器及びETC2.0対応カーナビからプローブ情報を収集する場合における情報の利用や取り扱いについて、次の通りお知らせします。

プローブ情報をご提供いただくことで、より精度の高い道路交通情報などをドライバーの方々に提供することなどが可能となり、道路がより使いやすくなると期待されます。また、交通事故の削減や道路渋滞の緩和など環境負荷低減の取り組みにも活用する予定です。

なお、道路管理者はこのお知らせを変更することがあります。この場合には変更後のお知らせを道路管理者Webサイト等に掲載します。

1. プローブ情報

(1) ここで「プローブ情報」とは、ETC2.0車載器及びETC2.0対応カーナビに記録された走行位置の履歴などの情報で、道路管理者が管理するITSスポット(DSRC路側無線装置)*1と無線通信を行うことによりETC2.0車載器及びETC2.0対応カーナビから収集される情報を言います。

なお、このプローブ情報から車両又は個人を特定することはできません。 プローブ情報として収集する情報は次の通りです。*2

- ・ETC2.0車載器及びETC2.0対応カーナビに関する情報(無線機に関する情報(製造メーカー、型番等)、カーナビゲーションに関する情報(製造メーカー、型番等))
- ・車両に関する情報*3
- ・走行位置の履歴*4
- ・急な車両の動きの履歴*4
- ※1: 道路管理者とプローブ情報の収集に関する協定等を結んだ者が管理する ITSスポットを含みます。
- ※2: ただし、個別サービスの種類によっては、車載器のID付きプローブ情報として収集される情報以外の情報を利用する場合があるため、このようなサービスを利用する場合には、その利用や取り扱いについて、当該サービス提供者の説明を受け、同意した上で当該サービスを利用してください。
- ※3: 車載器のセットアップの際にご提供いただいた車両情報の一部です。 なお、この情報に、車台番号や、自動車登録番号又は車両番号の4桁の 一連番号は含まれないため、車両又は個人を特定することはできません (例: 「品川 500 あ 1234 では「1234」の部分は含まれません。)。
- ※4: 走行開始地点や走行終了地点などの個人情報にかかわる情報は収集されません。

2. プローブ情報の利用目的

- (1) 道路管理者は、プローブ情報を道路交通情報や安全運転支援情報の提供などドライバーへのサービス、道路に関する調査・研究、道路管理の目的に利用します。**5
- ※5: 例えば、収集した走行位置の履歴を統計的に処理することで、区間の走行所要時間や、渋滞の影響を高い精度で把握し、ドライバーに情報提供することができます。また、急な車両の動きを統計的に処理することで、道路上の障害物の検知や、走行に注意が必要な箇所を把握し、ドライバーに情報提供することが考えられます。
- (2) 道路管理者は、(1)の目的以外でプローブ情報を利用しません。

道路事業者からのお願い

3. プローブ情報の収集

- (1) 道路管理者は、道路管理者が管理するITSスポット*1によって、プローブ 情報を収集する場合があります。
- (2) ETC2.0対応カーナビと連動するETC2.0車載器の利用者は、設定により、 1.(1)で示す情報のうちカーナビゲーションに関する情報、走行位置の履歴、 急な車両の動きの履歴について、道路管理者への提供の可否を選択すること ができる場合があります。**6*7選択の方法はETC2.0車載器及びETC2.0対 応カーナビの取扱説明書をご覧下さい。
- ※6:カーナビゲーションに関する情報、走行位置の履歴、急な車両の動きの履歴を提供する機能の無いカーナビゲーションは該当しません。
- ※7: ETC2.0対応カーナビと連動せず単独でプローブ情報を記録できる ETC2.0車載器の利用者は、設定により道路管理者への(2)で示す情報の 提供を拒否する選択は行えません。
- (3) ETC2.0 車載器及びETC2.0 対応カーナビ利用者は、カーナビゲーションに関する情報、走行位置の履歴、急な車両の動きの履歴を提供することで、これを利用した様々な追加サービスの提供を受けられる場合があります。

4. プローブ情報の第三者への提供

- (1) 道路管理者は、2.(1)の目的のため、プローブ情報を統計的に処理した情報を、他の情報提供主体、大学等の研究機関、その他第三者に提供する場合があります。
- (2) 道路管理者は、ETC2.0車載器及びETC2.0対応カーナビ、ITSスポット等の関係設備について、障害発生時の対応や、これらの研究・開発の目的のため、プローブ情報又はこれを統計的に処理した情報を、製造・開発メーカーに提供する場合があります。
- (3) 道路管理者は、(1) 及び(2) 以外でプローブ情報を第三者に提供しません。

5. プローブ情報の取り扱い

- (1)道路管理者は、プローブ情報を安全に管理し、情報の漏えい等の防止に努めます。
- (2) 道路管理者は、プローブ情報が不要となった時点で、当該プローブ情報を消去します。
- (3) 道路管理者は、プローブ情報の提供先における情報の安全管理について、提供先を適切に指導します。

6. 問い合わせ先

国土交通省 道路局道路交通管理課高度道路交通システム推進室

03-5253-8111(代)

東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、名古屋高速道路公社、福岡北九州高速道路公社、広島高速道路公社

お問合せ一覧

● ETCのご利用に関して

東日本高速道路株式会社

NEXCO東日本お客さまセンター 0570-024024 (PHS·IP電話のお客さまは 03-5338-7524) 受付時間/24時間(年中無休)

中日本高速道路株式会社

NEXCO中日本お客さまセンター 0120-922-229 (フリーダイヤルがご利用できないお客さまは 052-223-0333) 受付時間/24時間(年中無休)

西日本高速道路株式会社

NEXCO西日本お客さまセンター 0120-924863 (フリーダイヤルがご利用できないお客さまは 06-6876-9031) 受付時間/24時間(年中無休)

本州四国連絡高速道路株式会社

本四高速お客さま窓口 078-291-1033 受付時間/9:00~17:30

首都高速道路株式会社

首都高ETCコールセンター 03-6667-5859

受付時間/9:00~18:00(年中無休)

阪神高速道路株式会社

阪神高速お客さまセンター 06-6576-1484

受付時間/月~金 8:30~19:00 (土日・祝日・年末年始は、9:00~18:00)

● ETCカードおよび請求金額に関して

お手持ちのETC カード発行元にご確認ください。

● 車載器に関して

車載器の購入先、または取扱説明書に記載されている連絡先にお問い合わせください。

● セットアップに関して

一般財団法人 ITSサービス高度化機構(ITS-TEA)ETCお問い合せ窓口 03-5216-3856受付時間/月~金 9:00~18:00(土日・祝日・年末年始を除く)

2015年2月現在

仕

様

用語解説

ETCカード

ETCに対応した料金を決済するためのICチップを搭載したカードです。 有料道路事業者、およびそれらと料金 決済契約を交わしたクレジットカード 会社が発行します。

ETC車線

ETCシステムを利用して料金の支払いができる車線で、ETC専用車線と「ETC/一般」混在車線があります。

ETC専用車線

ETCシステムのみを利用して料金の 支払いができる車線です。

ETC2.0 車載器

ITSスポットとの間で、無線により有料道路の料金支払いその他ITSサービスのために必要な情報を交信するための装置です。

「ETC/一般」混在車線

ETCシステムまたは、ETCカードも しくは現金などを利用して料金の支払 いができる車線です。

ITSスポット

高速道路本線上を中心として設置されている、ITS情報の送受信を行う路側アンテナです。

一般車線

ETCシステムが整備されていない 料金所の車線です。

開閉バー

料金収受を確実にするため、料金所の ETC車線に設置され、通過車両の発進 を制御するものです。

踏み切りの遮断機状のもので、通信が 正常に行われると開きます。

型式登録番号

ETC2.0車載器に付与される4桁の番号で、セットアップ時に必要です。 CD(チェックディジット)は、セットアップ時のみ必要です。 本書P.34に貼られているラベルに記

本書P.34に貼られているラベルに記載されています。

車載器管理番号

ETC2.0車載器 1 台につき 1 つ付与される機器固有の番号で、セットアップ時や料金割引の申請時に必要です。CD(チェックディジット)は、セットアップ時のみ必要です。

本書P.34に貼られているラベルに記載されています。

スマートIC

高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りできるように設置されたETCシステム専用のインターチェンジです。

予告アンテナ/

ETCカード未挿入お知らせアンテナ

料金所の手前に設置され、車載器と通信し、ETCカードが正常に挿入されているかどうかを車載器を通じてドライバーにあらかじめ通知するためのアンテナです。

ETCレーンの運用状況についての 情報は送られません。

路側アンテナ

料金所のETC車線に設置され、料金収受のため車載器と無線通信を行うアンテナです。

路側表示器

料金所に設置され、進入車両に対して 通行の可否などのメッセージを適切に 表示するものです。

さくいん(50音順)

わ行

アンテナ 12 一般車線 30 エラーコード 16 エラーランプ 12	
か行 カード挿入口	
さ行 車載器管理番号	
た行 電源ランプ12	
71.0	

あ行

予告アンテナ	15, 30
ら行 ラベル 料金所 路側アンテナ 路側表示器6	6、7、14 6、30
アルファベット ETCカード13 ETCカード未挿入 お知らせアンテナ	15, 30
ETC車線 ETC専用車線 ETCランプ 「ETC/一般」混在車線 ETC2.0車載器	30 12 30
ITSスポットSA・PA	

仕 様

電 源: DC 12 V 消費電流: 90 mA

質 量: 本 体 90 g (コード含まず)

アンテナ 65 g (コード含む)

寸 法: 本 体 幅 70 mm × 高さ 18 mm × 奥行き 96 mm

アンテナ 幅 32.6 mm \times 高さ 38.6 mm \times 奥行き 11 mm

(アンテナコード:3.5 m)

仕様および外観は、改良のため予告なく変更することがあります。

■使いかた・お手入れなどのご相談は…

パナソニック 総合お客様サポートサイト

http://www.panasonic.com/jp/support/

パソコン・スマートフォンのどちらからでもご覧なれます。

パナソニック お客様ご相談センター

電話 ※ 0120-50-8729

※携帯電話・PHSからもご利用になれます。

- 上記番号がご利用いただけない場合
 - 045-929-0511
- ※通話料は、お客様のご負担となります。

受付:9:00~18:30 (365日)

FAX 045-938-1573

※通信料は、お客様のご負担となります。

受付:9:00~18:30

(土・日・祝日・当社休日を除く)

■修理に関するご相談は…

パナソニック 修理サービスサイト

http://panasonic.co.jp/pas/customer/ad_service.html

修理に関するお問い合わせは、お買い上げの販売店、またはお近くの「サービスご相談窓口」(→P.33)へご連絡ください。

- ご使用の回線(IP電話やひかり電話など)によっては、回線の混雑時に数分で切れる場合があります。
- 本書の「保証とアフターサービス」もご覧ください。
- 上記の内容は、予告なく変更する場合があります。ご了承ください。

パナソニック株式会社 オートモーティブ&インダストリアルシステムズ社

〒224-8520 横浜市都筑区池辺町4261番地

© Panasonic Corporation 2015

